平成２２年（フ）第４００号
神戸市須磨区北落合５丁目１番346―204号、従前の住所神戸市須磨区北落合５丁目１番326―203号
債務者　松山　　弘
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４０１号
神戸市須磨区北落合５丁目１番346―204号、従前の住所神戸市須磨区北落合５丁目１番326―203号
債務者　松山　和子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２号
山口県岩国市黒磯町２丁目49番24―704号
債務者　竹本　裕子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１２号
山口県岩国市今津町５丁目３番８号　301号
債務者　坂本真由美
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１７号
山口県岩国市錦見６丁目15番31号
債務者　太田　誠三
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第２８号
山口県柳井市柳井4911番地３
債務者　鬼塚二六男
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第３０号
山口県岩国市青木町３丁目44番17号
債務者　佐古田　朗
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第３２号
山口県岩国市錦見６丁目15番31号
債務者　坪西　壽紀
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１６７号
青森県上北郡野辺地町字前田１番地５
債務者　赤泊　晋吾
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７５１号
さいたま市浦和区木崎５丁目17番14号505
債務者　木村　昭裕
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８０９号
さいたま市桜区西堀２丁目３番28号　サンパレス中浦和203号、旧住所東京都北区栄町３番１号　富士交通
債務者　奥谷　正則
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３２号
埼玉県川口市元郷２丁目８番４号
債務者　粟飯原　清
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５２号
さいたま市見沼区大字大谷290番地　氷川前コーポＣ102
債務者　齋藤　　豊
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０６号
埼玉県戸田市笹目３丁目３番地の６　フィールドマンション202号室
債務者　春山由紀子（旧姓三角）
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１９号
埼玉県戸田市上戸田１丁目３番11―206号
債務者　大石　　綾
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２４６号
埼玉県北本市中央４丁目126番地　山森マンション101
債務者　篠原　　豊
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２５１号
埼玉県川口市元郷１丁目２番８―501号　サーラ川口128
債務者　宮城レジナこと　ミヤギ　レジナ　リメン
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２５５号
埼玉県上尾市中妻２丁目11番地４
債務者　比留間津江子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係